

# お知らせ

# お知らせ

## 地域における「人と農地」の課題 解決に向けた取組みが始まりました

**「人・農地プラン」とは？**  
市内の農業をめぐる状況は、急激な兼業化が進み、高齢化と後継者不足に加え耕作放棄地が増加するなど、将来展望が描きにくくなっており、「人と農地」の課題を抱える地域が増えてきています。

このような中、地域に暮らす農家の皆さんに、地域農業をだれが担い、けん引していくのか、また、それらの農家へどのような農地を集積していくのか、といった地域農業の将来像・未来の設計図を描いていただくものが「人・農地プラン」です。

「人・農地プラン」に位置付けられると、様々なメリットがあり、下記の「青年就農給付金」や「農地集積協力金」（中心となる経営体に農地を提供する方への支援）、「スーパーJ資金」の当初5年間無利子化（認定農業者への支援）といった国の支援を受けることができます。

**「地域での話し合い」が前提！**  
では、具体的にどんなことをすれば良いのでしょうか？  
まずプランを作成するには

「地域での話し合い」が必要不可欠となります。地域が抱えている人と農地の現状や問題を把握し、共通認識したうえで、課題解決に向けた具体的な方法を話し合っていきます。

なお、プランの区域は集落ごとが基本ですが、近隣集落との合同作成や学校区単位など広域での作成も可能です。

また、この話し合いは地域の将来に関する重要なものですが、主体となる農業者のみならず、女性や若い世代といった家族、地域の関係者なども積極的に話し合いに参加することが求められます。

その際、県・市行政やJAの担当者などがアドバイザーとして地域の意向を集約、調整してまとめる立場になります。

その地域の実情に応じた最もふさわしい方法で、最後まで有意義な話し合いができるよう、サポートしていきます。

関係者（県・市・JA）がアドバイザーとして伺います  
問農政課（☎65-6522）

## 「青年就農給付金」の給付について

45歳未満で独立・自営就農する農業者に対し、年間150万円（最長5年間）を給付する「青年就農給付金 経営開始型」の制度が国により創設されました。ただし、半期毎の支払いとなるため今年度は原則75万円の支給となります。

平成24年度に給付対象となる人は、平成20年4月以降に独立就農をされた人で、「人・農地プラン」に位置付けられている、もしくは位置づけられることが確定である人です。給付を受けるためには、給付要件を満たし、市へ所定の「経営開始計画」を提出いただく必要があります。また、予算に限度がありますので必ず給付されるものではありません。

※用紙は農政課または北部振興局で配布します。11月末までに必要書類を提出ください。給付要件など詳しくは農政課（☎65-6522）まで。



問農政課（☎65-6522）

市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域整備計画を定め、農業の振興を図るべき地域として「農用地利用計画」を定めています。

農用地区域内の農地を優良農地として保全し、転用等による非農業的な土地利用を厳しく規制しているこの計画は、現時点で、合併前の旧市町ごとの9つのあり、それを一本化するための見直しを、今年度から2か年かけて行う予定です。

現在、農用地区域への編入、農用地区域からの除外、または用途区分の変更の要望について、関係自治会に照会を行っていますが、計画の見直しが完了するまでの間、個別の変更申請の受付を休止しますので、注意してください。

詳しくは農政課へ問合せください。

# 農業振興地域整備計画の見直しについて 個別の変更申請の受付は休止しています

### 農用地に関する留意事項

#### 【農用地区域への編入】

- ・ 次の農地は、出来るだけ農用地区域へ編入してください。
  - 10ha以上の集团的にまとまりのある農地
  - 「中山間地域等直接支払制度」、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」や国の補助対象となる農地（※青地農地が補助対象となるため）

#### 【用途区分の変更】

- ・ 農作業場や農業用格納庫など、農業用施設を新設する場合や移転する場合には、用途を農地から農業用施設用地に変更する必要があります。（※ビニールハウスは農地のままでも可）

#### 【農用地区域からの除外】

- ・ 農用地区域除外は、社会情勢の変化等に伴いやむを得ない事情などを勘案し、便宜的に手続きを行っていますが、次の5つの要件のすべてを満たしている土地であることが条件となっています。ただし、申出されても除外等変更が出来ないこともあります。
  - ① 農用地区域以外に代替する土地がないこと
  - ② 変更後、農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
  - ③ 変更後、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
  - ④ 変更後、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
  - ⑤ 土地改良事業の実施地である場合、事業完了後8年を経過した土地であること